神奈川県立中原支援学校開放事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、神奈川県立中原支援学校を地域の障害児・者関係団体及び地域の住民の学習・文化・スポーツ活動等の場として提供することを通し、地域に根ざし、親しまれる学校づくりの一層の促進を図るため神奈川県教育委員会が実施する神奈川県立学校開放事業に基づき必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第２条　神奈川県立中原支援学校は、地域の障害児・者関係団体及び地域の住民の学習・文化・スポーツ活動等の場として、学校施設を開放することとする。

（運営委員会の設置）

第３条　神奈川県立中原支援学校長（以下「校長」という）は学校開放事業を円滑に実施するため、学校開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置するものとする。

２　運営委員会の構成員は校長、副校長、事務長、支援連携ＧＬ、利用団体の代表者とする。

３　運営委員会の委員長は、校長とする。

（運営委員会の所掌事項）

第４条　運営委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）学校開放事業の実施計画及び利用調整に関すること。

（２）その他神奈川県立中原支援学校の学校開放事業に関すること。

（開放施設）

第５条　開放する学校施設（以下「開放施設」という）は、グラウンド及び体育館、付帯施設として体育館トイレとする。

２　前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放施設を変更できる。

（開放日及び開放時間等）

第６条　校長は、学校運営に支障のない範囲において、開放施設の開放日及び開放時間を定めるものとする。

２　開放日及び開放時間は、火曜日と木曜日の 17 時 15 分から 19 時 15 分まで、土曜日と日曜日の９時から 12 時または 13 時から 16 時までとする。ただし、学校閉庁日、年末年始の期間、学校行事など特別な事由がある場合は除くものとする。

３　前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放日及び開放時間を臨時に変更することができる。

（利用者）

第７条　開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、指導統括を行う成人の責任者がいる地域の障害児・者関係団体及び地域の住民による団体（団体の構成員の８割以上が、県内に在住、在勤及び在学する者）で、原則として次条に規定する利用申込みを行い、校長から利用承認を受けた者とする。

（利用申込み及び承認）

第８条　開放施設の利用を希望する者は、施設利用登録申請書（様式１）と施設利用者名簿（様式２）により、校長に申込むものとする。年度が変わったときには再度施設利用登録申請書（様式１）及び施設利用者名簿（様式２）を提出するものとする。

２　校長は、第１項の規定による登録が適当と認められる場合は、施設利用登録承認書（様式３）を申込者に交付するものとする。

３　開放施設の利用を希望する者は、次のとおり２ヶ月ごとに施設利用申請書（様式４）により校長に申込むものとする。

４，５月の利用：２月 25 日～３月５日に申込み
６，７月の利用：４月 25 日～５月５日に申込み
８，９月の利用：６月 25 日～７月５日に申込み
10，11 月の利用：８月 25 日～９月５日に申込み
12，１月の利用：10 月 25 日～11 月５日に申込み
２，３月の利用：12 月 21 日～1 月７日に申込み

４　開放施設の利用希望日が重なった場合は、調整した上で校長が承認し、ホームページ等適切な広報手段を通じ、周知するものとする。

５　体育館における照明設備や冷暖房設備を利用する場合は、電気代実費相当額を徴収する。その額は、次のとおりとする。

照明設備は１回 440 円（２時間）２時間を超えた場合には、延長１時間ごとに 220 円
冷房設備は 1,710 円（１時間）１時間を超えた場合には、延長１時間ごとに 1,710 円
暖房設備は 2,580 円（１時間）１時間を超えた場合には、延長１時間ごとに 2,580 円

なお、利用時間が１時間に達しない場合は、１時間とみなす。

（利用の不承認）

第９条　校長は、前条第１項及び第３項の規定による申込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。

（１）　特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用
（２）　特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用
（３）　営利を目的とした利用
（４）　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
（５）　その他校長が不適当と認めた利用

（利用の取消等）

第 10 条　校長は、利用の承認を受けた利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の承認を取消又は利用を中止させることができる。

（１）　この要綱の定める規定に違反したとき。

（２）　利用承認の条件に違反したとき。

（３）　虚偽その他不正な行為により利用の承認を受けたとき。

（４）　その他校長がその利用を不適当と認めたとき。

（利用方法等）

第 11 条　利用者は、開放施設の利用に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　利用承認を受けた開放施設以外の施設に立ち入らないこと。

（２）　利用終了後、開放施設を清掃し、利用前の原状に復すること。

（３）　利用時には、学校施設管理員等の指示に従うこと。

（安全配慮義務）

第 12 条　第９条を受けて開放施設を利用する際の安全配慮の責任は、利用責任者が負うものとする。ただし、学校施設、設備及び物品等の瑕疵によるものについては、この限りではない。

（賠償責任等）

第 13 条　利用者が学校の施設等を破損又は滅失したときは、直ちにその旨を学校施設管理員に連絡するとともに、施設・設備破損届（様式５）を校長に提出するものとする。この場合において、施設等の破損又は滅失が利用者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、利用者の負担により現状に復さなければならない。

２　利用者が学校施設の利用に伴い、第三者に損害を与えた場合は、利用者がトラブルの解決に当たり、これを賠償するものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。